

警察統計事務処理要領の制定について

(平成10年2月23日岩情発第44号警察本部長)

各 部 長
各 所 属 長

警察統計に関する事務処理については、警察統計事務処理要領（昭和41年2月21日付け岩書発第14号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、このたび、「警察統計細則」（昭和40年12月6日付け警察庁丙総発第48号、丙能発第25号）が廃止され、新たに同名の要綱が制定されたことから、別添のとおり、警察統計事務処理要領を制定し、平成10年3月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

よって旧通達との相違は下記のとおりである。

記

1 制定の概要（旧通達との相違）

- (1) 警察統計報告表関係の規定をすべて削除した。
- (2) 警察統計調査票関係（別表）は次の4表のみとした。
 - ・ 留置場施設
 - ・ 留置場使用状況
 - ・ 銃砲刀剣類所持許可状況
 - ・ 危険物災害事故発生状況

別添

警察統計事務処理要領

（趣旨）

第1 この要領は、警察統計に関する訓令（昭和40年警察庁訓令第17号）及び警察統計細則（平成9年12月4日付け警察庁丙情管発第30号）に基づき作成する警察統計の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（作成区分等）

第2 警察統計調査票（以下「調査票」という。）の作成所属、報告区分、送付期限等は、別表に定めるとおりとする。

（作成部数）

第3 調査票は2部作成し、1部は本部主管課に送付するとともに、1部は控えとして作成所属で保管するものとする。

（作成者等の指名）

第4 作成所属長は、調査票の作成者及び提出責任者を指名しておくものとする。

2 作成者は、次に掲げる事項に留意して調査票を作成しなければならない。

- (1) 作成庁名は、当該調査票を作成した所属名を記載すること。
- (2) 数字は算用数字を用い、かい書で記載すること。
- (3) 作成に当たっては、各様式の「記載上の注意」に留意し、誤りのないようにすること。
- (4) 作成後は、必ず内容を点検のうえ所定欄に作成者名と作成年月日を記入すること。

3 提出責任者は、調査票の記入に誤りがないかを確認するものとする。

（審査者の指名）

第5 本部主管課長は、送付を受けた調査票の審査者を指名しておくものとする。

2 審査者は、次に掲げる事項に留意して調査票を審査しなければならない。

- (1) 調査票の内容が、定められた方法により、正確に記載されているかどうかを確認すること。
- (2) 訂正を要する調査票があった場合は、作成者に訂正させ、又は、自ら訂正すること。

(3) 審査後は、必ず所定の欄に氏名を記入すること。

(調査票の報告)

第6 情報管理課長は、本部主管課から調査票の送付を受けたときは、調査票を点検のうえ警察庁主管課に報告しなければならない。

2 前項の報告は、電子計算組織によるものとする。

3 報告済みの調査票は、本部主管課で保管すること。

(調査票の保管)

第7 調査票は、報告期限終了時から1年間保存するものとする。

別表

警 察 統 計 調 査

種別及び様式番号	調査書名	作成所属	報告区分	本部主管課	送 付 期 限		報 告 期 限	報 告 先
					警察署から本部 主管課長に送付	本部主管課長から 情報管理課に 送付		
1	留置場施設	警察署	4月1日 現 在	警 務 課	4月15日	4月25日	4月30日	総 務 課
2	留置場使用 状況	警察署	年 中	警 務 課	1月15日	1月25日	1月31日	総 務 課
3	銃砲刀剣類 所持許可状 況	警察署	半 年 報	生活保安課	第1期 7月15日 第2期 1月15日	第1期 7月25日 第2期 1月25日	第1期 7月31日 第2期 1月31日	銃器対策課
4	危険物災害 事故発生状 況	警察署	半 年 報	生活保安課	第1期 7月15日 第2期 1月15日	第1期 7月25日 第2期 1月25日	第1期 7月31日 第2期 1月31日	銃器対策課 生活環境課

- 注 1 各調査票の様式は、警察統計細則に定めるとおりとする。
- 2 「報告区分」欄に記載する用語の意義は次のとおりとする。
- 「4月1日現在」とは、その日を調査日とするもの
 - 「年中」とは、1月1日から12月31日まで
 - 「半年報」とは、第1期 1月1日から6月30日まで
第2期 7月1日から12月31日まで

の調査報告である。